

令和8年

第2回
定例県議会議案

群馬県

令和8年第2回定例県議会議案目次

第95号議案	令和8年度群馬県一般会計補正予算（第1号）	3頁
第96号議案	令和8年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	7
第97号議案	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	9
第98号議案	群馬県県税条例の一部を改正する条例	11
第99号議案	群馬県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例	25
第100号議案	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	28
第101号議案	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	31
第102号議案	群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	34
第103号議案	請負契約の締結について	35
第104号議案	請負契約の締結について	36
第105号議案	請負契約の変更について	37
第106号議案	和解について	38
承第2号	専決処分の承認について	39
報第2号	報告書	125

第95号議案

令和8年度群馬県一般会計補正予算（第1号）

令和8年度群馬県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,063,379千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ852,663,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第2条 県債の補正は、「第2表県債補正」による。

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本一太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		97,145,875	3,841,933	100,987,808
	2 国庫補助金	37,221,739	3,837,118	41,058,857
	3 委託金	737,525	4,815	742,340
12 繰入金		64,507,651	313,446	64,821,097
	2 基金繰入金	61,048,803	313,446	61,362,249
15 県債		46,192,000	△ 92,000	46,100,000
	1 県債	46,192,000	△ 92,000	46,100,000
歳入合計		848,600,000	4,063,379	852,663,379

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 知 事 戦 略 費		12,517,521	△ 217,180	12,300,341
	4 デジタルトランスフ ォーメーション費	3,320,129	△ 217,180	3,102,949
5 生 活 こ ど も 費		46,749,764	291,592	47,041,356
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	14,326,332	5,316	14,331,648
	4 児 童 福 祉 費	7,416,665	286,276	7,702,941
6 健 康 福 祉 費		145,769,355	3,292,644	149,061,999
	2 医 務 費	16,374,513	981,982	17,356,495
	8 地 域 福 祉 費	6,309,816	2,310,662	8,620,478
7 環 境 森 林 費		17,973,214	25,895	17,999,109
	4 自 然 環 境 費	1,223,210	25,895	1,249,105
9 農 政 費		23,118,763	2,500	23,121,263
	5 蚕 糸 特 産 費	1,683,870	2,500	1,686,370
10 産 業 経 済 費		10,766,151	434,233	11,200,384
	3 地 域 企 業 支 援 費	5,510,889	433,520	5,944,409
	5 e スポーツ・クリ エイティブ推進費	1,223,007	713	1,223,720
13 教 育 費		184,844,601	233,695	185,078,296
	1 教 育 総 務 費	30,214,589	122,881	30,337,470
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,449,123	4,815	16,453,938
	6 学 校 建 設 事 業 費	8,438,672	105,999	8,544,671
歳 出 合 計		848,600,000	4,063,379	852,663,379

第2表 県債補正
変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
N E T S U G E N 運営費	92,000	

第96号議案

令和8年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第1号）

令和8年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,964,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,202,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,992,890	428,000	2,420,890
	1 一般会計繰入金	1,992,890	428,000	2,420,890
2 諸収入		133,245,254	3,536,000	136,781,254
	1 貸付金元利収入	133,184,209	3,536,000	136,720,209
歳入合計		135,238,144	3,964,000	139,202,144

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経済費		135,238,144	3,964,000	139,202,144
	1 金融対策費	135,177,099	3,964,000	139,141,099
歳出合計		135,238,144	3,964,000	139,202,144

第2表 債務負担行為補正
変更

事項	補正前	補正後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
経営サポート資金融資の保証に対する損失補償契約	296,000	339,000

第九十七号議案

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県監査委員に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県監査委員に関する条例(昭和三十九年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

(群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一号中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める。

(群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和二年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第九十八号議案

群馬県県税条例の一部を改正する条例

群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第八号中「第百五十一条第一項」を「第百四十九条第一項」に改める。

第三十七条の三第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の十五の二に規定する期間（第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。）を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に、「。以下この項」を「。第三号及び第四号」に改め、「」に適合する」の下に「と認められる」を加え、同項第五号中「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年」を「指定対象期間の初日前四年」に、「この項の規定による指定」を「指定」に、「前三号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと（当該事実により既に法第三十七条の二第五項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として
総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（ロにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第一号

寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三十七条の三第三項中「(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三十九条の五第二項中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第六十九条第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)」を「同法」に改める。

第六十九条の二の三の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)」が同法第十五条の二第一項を「消費税法第十五条の二第一項に規定する電気通信利用役務の提供が同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「(次条において「デジタルプラットフォーム」という。)」を加え、「特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの章の規定の適用)

第六十九条の二の四 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当

該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。

第七十四条の二第二項第一号中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

第八十三条第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に、「第三十七条の十八第二項」を「第三十七条の十九第二項」に、「第三十七条の十八第三項」を「第三十七条の十九第三項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

附則第五条中「附則第十四条の三の二まで、附則第十四条の三の三第一項、附則第十四条の四、附則第十四条の四の二」を「附則第九条まで、附則第十条から第十四条の四の二まで」に改める。

附則第七条の四第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「平成二十一年から令和七年」を「平成二十一年から令和十二年」に改め、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

附則第七条の五中「又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第十四条の三の六第一項又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第七条の五第五号中「又は」を「、附則第十四条の三の六第一項又は」に改める。

附則第七条の六中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第三十七条の三第一項及び第三項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第三十七条の三第三項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第八条の二中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第九条の二第一項中「附則第十四条の三の三及び附則第十四条の三の四第一項」を「附則第十四条の三の四及び附則第十四条の三の五第一項」に、「附則第十四条の三の三第三項及び附則第十四条の三の四第一項」を「附則第十四条の三の四第三項及び附則第十四条の三の五第一項」に改め、同条を附則第九条の三とし、附則第九

条の次に次の一条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第九条の二 知事は、租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の第十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の第十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十四条の三の二第三項及び附則第十四条の三の三第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の第十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十四条の三の二及び附則第十四条の三の三第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六条第二項第一号ニ、第三十二条第一項第六号及び第四十九条の十七の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十二条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警

戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十四条の二の二第二項及び第十四条の二の三第二項中「附則第十四条の三の三」を「附則第十四条の三の四」に改める。

附則第十四条の三の二第一項中「次項」を「以下この条」に改め、「同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「非課税口座」という。）」を削り、同条第二項中「この項において同じ」を「この条において同じ」に、「この項において「払出し時」を「この条において「払出し時」に改め、同条に次の二項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の二第三項に規定するところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する租税特別措置法施行令（昭和三十二

年政令第四十三号)第二十五条の十三第三十一項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等(租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけ

るその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とし、同条の次に次の二条を加える。
(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十四条の三の六 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八条の六の四第一項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十七条の二から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四第一項及び附則第七条の五の規定の適用については、第三十七条の二中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十七条の三第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十八条、第三十八条の二、附則第七条第一項及び附則第七条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額」

と、第三十七条の三第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第三項及び附則第七条の五中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の三の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第七条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

三 附則第五条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十四条の三の七 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令

附則第十八条の六の五第二項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第十八条の六の五第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十九条の五の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「法第四十五条の二第一項から第四項まで」とあるのは「法第四十五条の二第一項から第四項まで又は法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項」と、同条第二項中「前条」とあるのは「前条又は法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項」とする。

附則第十四条の三の三を附則第十四条の三の四とし、附則第十四条の三の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十四条の三の三 知事は、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第四十九条の二十二に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六条第二項第一号ホ、第三十二条第一項第七号、第四十九条の二十五及び第四十九条の二十六第一項の規定の適用については、第六条第二項第一号ホ中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び

第二章において「選択口座」という。)に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(第二章において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡(第二章において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等(第二章において「上場株式等」という。)の同項に規定する信用取引等(第二章において「信用取引等」という。)に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済(第二章において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人の当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(第三十二条第一項第七号及び第四十九条の二十五において「非課税口座」という。)及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の第十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止(第三十二条第一項第七号、第四十九条の二十五及び第四十九条の二十六第一項において「非課税口座の廃止」という。)の日」と、第三十二条第一項第七号中「特定株式等譲渡対価等(選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額をいう。以下この章において同じ。)の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、第四十九条の二十五中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第四十九条の二十六第一項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(施行令第九条の二十第一項で定める場合にあつては、同項で定める日)」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条第一項第八号の改正規定 公布の日
二 第三十七条の三第二項及び第三十九条の五第二項の改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和八年十月一日

三 附則第七条の六、第八条の二及び第十二条の改正規定並びに次条第六項の規定 令和十年一月一日

四 第六十九条第一項の改正規定、第六十九条の二の三（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 令和十年四月一日

五 第七十四条の二第二項及び第八十三条の改正規定並びに附則第四条の規定 令和十一年四月一日

六 附則第七条の五の改正規定（「又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を「、附則第十四条の三の六第一項又は附則第十四条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第五号に係る部分に限る。）及び附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とし、同条の次に二条を加える改正規定（附則第十四条の三の四を附則第十四条の三の五とする部分を除く。）並びに次条第五項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の群馬県県税条例（以下「新条例」という。）第三十七条の三第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

前条第二号に掲げる規定の施行の日（次項において

百分の五十二・五

「二号施行日」という。）から令和九年九月三十日まで	
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

2 指定対象期間の初日が二号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新条例第三十七条の三第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

3 新条例第三十七条の三第三項及び附則第七条の五の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条の四の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条

第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 前条第六号に掲げる規定による改正後の群馬県県税条例附則第七条の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十二条第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行う群馬県県税条例附則第十二条第一項の土地等の譲渡について適用する。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新条例第六十九条の二の四の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う新条例第六十九条の二の四に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例第八十三条第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 地方税法等の改正に伴う改正等を行おうとするものである。

第九十九号議案

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条に次の一項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条に次の一項を加える。

14 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者

(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第三項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第七項の表附則第三項の項の前に次のように加える。

第四条第六項	第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	--	----------

附則に次の一項を加える。

8 第四条第六項及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第四条第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)」を加え、附則に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後にお

いても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県認定こども園の認定基準に関する条例第九条に一項を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の群馬県認定こども園の認定基準に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 認定こども園の認定基準を改定しようとするものである。

第百号議案

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例

(群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第六十八条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもの(いずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第五条、第十四条又は第十五条の規定により保育士とみなされる者を除く。))

による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第五条中「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の下に「（第四十七条第三項、附則第十四条又は第十五条の規定により保育士とみなされる者及び第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第十六条中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、前二条又は附則第五条」を「第四十七条第三項、附則第五条又は前二条」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十七条 第四十七条第三項及び附則第五条の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、令

和八年十二月二十五日から施行する。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 厚生省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うおとするものである。

第百一号議案

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条第一項及び第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技

術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。
第十六条第一項の表第六条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第七条中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第九条第一項中「第六条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改める。

附則第十条中「前三条」を「第六条第三項の表備考第五号及び前三条」に改め、「者を」の下に「特定理学療法士等、」を加え、「当該小学校教諭等免許状所有者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所有者」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十一条 第六条第三項の表備考第五号及び附則第九条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、

同項中「規定」の下に「（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第一条の規定による改正後の群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百二号議案

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第一項の」の下に「基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合及び各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和八年五月二十一日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴う改正を行おうとするものである。

第103号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	社会資本総合整備（仮称）市境トンネル工事 その1
工 事 場 所	一般県道下里見安中線 西毛広域幹線道路（高崎安中工区） 高崎市下里見町 地内
契 約 金 額	2,013,000,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	東京都中央区京橋一丁目7番1号 戸田・池下・カワナベ（仮称）市境トンネル工事その1工事特定 建設工事共同企業体 代表者 戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介 構成員 池下工業株式会社 代表取締役社長 小島 丈 構成員 カワナベ工業株式会社 代表取締役 川鍋 太志

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

第104号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	社会資本総合整備（仮称）市境トンネル工事 その2
工 事 場 所	一般県道下里見安中線 西毛広域幹線道路（高崎安中工区） 安中市下秋間 外地内
契 約 金 額	2,011,900,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市元総社町一丁目1番地の7 佐田・研屋・群馬土建（仮称）市境トンネル工事その2特定建設 工事共同企業体 代表者 佐田建設株式会社 代表取締役社長 星野 克行 構成員 株式会社研屋 代表取締役 清水 一希 構成員 群馬土建工業株式会社 代表取締役 関口 功

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

第105号議案

請負契約の変更について

令和6年第3回前期定例県議会で議決され、令和7年第2回定例県議会で内容の一部の変更が議決され、令和8年3月16日内容の一部を変更する専決処分をした令和06年度県立赤城公園活性化整備赤城L S新築建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,309,231,000円	1,405,019,000円

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第106号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

群馬県前橋市昭和町三丁目39番22号 国立大学法人群馬大学内

第6回日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会総会・学術講演会 会長 近松 一朗

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損失補償金713,000円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和8年5月21日

群馬県知事 山本 一太

承第2号

専決処分の承認について

- 1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第10号）
- 2 令和7年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和7年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和7年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和7年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和7年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和7年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）
- 9 令和7年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第2号）
- 10 令和7年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 令和7年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
- 12 令和7年度群馬県電気事業会計補正予算（第5号）
- 13 令和7年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 令和7年度群馬県水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 令和7年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第4号）
- 16 令和7年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第4号）
- 17 群馬県県税条例等の一部を改正する条例
- 18 地方財政法第27条の規定による市の負担の変更について
- 19 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担について
- 20 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担の変更について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

1 令和7年度群馬県一般会計補正予算（第10号）

令和7年度群馬県の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,775,145千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ845,273,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（県債の補正）

第3条 県債の補正は、「第3表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		292,000,000	9,000,000	301,000,000
	1 県 民 税	89,828,419	3,901,379	93,729,798
	2 事 業 税	81,509,957	2,999,760	84,509,717
	3 地 方 消 費 税	57,782,478	2,098,861	59,881,339
2 地方消費税清算金		111,449,855	10,945	111,460,800
	1 地方消費税清算金	111,449,855	10,945	111,460,800
3 地方譲与税		45,800,000	230,838	46,030,838
	1 特別法人事業譲与税	42,969,000	286,337	43,255,337
	2 地方揮発油譲与税	2,273,000	△ 52,942	2,220,058
	3 石油ガス譲与税	64,000	1,754	65,754
	4 自動車重量譲与税	382,000	△ 1,001	380,999
	5 森林環境譲与税	112,000	△ 3,310	108,690
5 地方交付税		159,183,959	629,964	159,813,923
	1 地方交付税	159,183,959	629,964	159,813,923
6 交通安全対策特別交付金		800,000	△ 184,288	615,712
	1 交通安全対策特別交付金	800,000	△ 184,288	615,712
7 分担金及び負担金		4,122,375	△ 29,714	4,092,661
	1 分 担 金	217,645	△ 5,126	212,519
	2 負 担 金	3,904,730	△ 24,588	3,880,142
8 使用料及び手数料		11,256,517	172,875	11,429,392
	1 使 用 料	7,445,535	283,217	7,728,752

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手 数 料	3,810,982	△ 110,342	3,700,640
9 国 庫 支 出 金		119,083,175	△ 3,603,565	115,479,610
	1 国 庫 負 担 金	58,554,793	△ 226,927	58,327,866
	2 国 庫 補 助 金	57,631,751	△ 2,870,166	54,761,585
	3 委 託 金	2,896,631	△ 506,472	2,390,159
10 財 産 収 入		1,271,105	343,915	1,615,020
	1 財 産 運 用 収 入	495,125	291,347	786,472
	2 財 産 売 払 収 入	775,980	52,568	828,548
11 寄 附 金		1,091,504	145,619	1,237,123
	1 寄 附 金	1,091,504	145,619	1,237,123
12 繰 入 金		33,231,694	△ 17,185,669	16,046,025
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,174,821	△ 7,882	1,166,939
	2 基 金 繰 入 金	32,056,873	△ 17,177,787	14,879,086
14 諸 収 入		11,763,933	162,935	11,926,868
	1 延 滞 金 加 算 金 等 及 び 過 料	215,821	44,144	259,965
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,882,804	△ 351,154	2,531,650
	4 受 託 事 業 収 入	458,013	△ 92,152	365,861
	5 収 益 事 業 収 入	4,080,561	186,432	4,266,993
	6 雑 入	4,125,954	375,665	4,501,619
15 県 債		61,733,000	△ 5,469,000	56,264,000
	1 県 債	61,733,000	△ 5,469,000	56,264,000
歳 入 合 計		861,049,001	△ 15,775,145	845,273,856

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,645,129	△ 23,425	1,621,704
	1 議 会 費	1,645,129	△ 23,425	1,621,704
2 知 事 戦 略 費		8,290,435	△ 234,205	8,056,230
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,234,800	△ 65,730	1,169,070
	2 メ デ ィ ア プ ロ モーション 費	749,034	△ 26,429	722,605
	3 エ ン ター テ イ ン メ ン ト・コ ン テ ン ツ 費	745,465	△ 14,912	730,553
	4 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ オ ー メ ー シ ョ ン 費	2,450,004	191,700	2,641,704
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	1,214,693	△ 206,886	1,007,807
	6 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	1,457,345	△ 63,689	1,393,656
	7 地 域 外 交 費	439,094	△ 48,259	390,835
3 総 務 費		49,229,828	△ 1,335,800	47,894,028
	1 総 務 管 理 費	28,667,794	△ 614,916	28,052,878
	2 徴 税 費	10,420,157	△ 259,702	10,160,455
	3 市 町 村 振 興 費	1,032,783	△ 5,680	1,027,103
	4 選 挙 費	2,321,083	△ 388,568	1,932,515
	5 統 計 費	1,343,802	△ 19,715	1,324,087
	6 危 機 管 理 費	2,735,003	△ 30,656	2,704,347
	7 消 防 保 安 費	2,390,347	△ 14,402	2,375,945
	8 人 事 委 員 会 費	155,224	△ 1,561	153,663
	9 監 査 委 員 費	163,635	△ 600	163,035
4 地 域 創 生 費		10,065,806	△ 550,973	9,514,833

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地域創生費	1,045,043	△ 12,621	1,032,422
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	632,755	△ 126,912	505,843
	3 文化振興費	3,866,343	△ 226,218	3,640,125
	4 文化財保護費	359,516	△ 7,378	352,138
	5 スポーツ振興費	2,074,649	△ 175,701	1,898,948
	6 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備費	2,087,500	△ 2,143	2,085,357
5 生活こども費		50,400,265	△ 1,295,991	49,104,274
	1 生活こども費	653,881	△ 19,147	634,734
	2 こども・子育て支援費	24,636,831	△ 644,521	23,992,310
	3 私学・青少年費	11,446,287	△ 879,867	10,566,420
	4 児童福祉費	13,313,341	260,308	13,573,649
	5 県民活動支援・広聴費	189,566	△ 10,824	178,742
	6 消費生活費	160,359	△ 1,940	158,419
6 健康福祉費		144,133,087	△ 2,475,259	141,657,828
	1 健康福祉費	2,752,224	△ 121,468	2,630,756
	2 医務費	14,520,308	△ 1,121,434	13,398,874
	3 感染症・疾病対策費	6,241,880	△ 182,675	6,059,205
	4 健康長寿社会づくり推進費	499,562	△ 34,376	465,186
	5 薬務費	583,255	△ 77,928	505,327
	6 国保医療費	52,903,103	△ 253,602	52,649,501
	7 食品・生活衛生費	1,185,891	△ 39,716	1,146,175
	8 地域福祉費	6,482,511	△ 215,832	6,266,679

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 監 査 指 導 費	154,044	△ 2,860	151,184
	10 介 護 高 齢 費	38,775,286	△ 221,426	38,553,860
	11 障 害 政 策 費	20,035,023	△ 203,942	19,831,081
7 環 境 森 林 費		15,674,572	△ 635,916	15,038,656
	1 環 境 政 策 費	1,357,433	△ 130,962	1,226,471
	2 環 境 保 全 費	307,524	△ 22,323	285,201
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	423,642	△ 43,700	379,942
	4 自 然 環 境 費	2,006,109	△ 33,983	1,972,126
	5 林 政 費	4,871,625	△ 296,008	4,575,617
	6 林 業 振 興 費	1,000,469	△ 70,341	930,128
	7 森 林 保 全 費	5,707,770	△ 38,599	5,669,171
8 労 働 費		1,951,088	△ 275,206	1,675,882
	1 労 働 政 策 費	1,844,606	△ 274,243	1,570,363
	2 労 働 委 員 会 費	106,482	△ 963	105,519
9 農 政 費		22,883,840	△ 1,271,227	21,612,613
	1 農 政 費	5,253,038	△ 392,726	4,860,312
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,170,852	△ 310,260	1,860,592
	3 米 麦 畜 産 費	2,843,983	△ 241,227	2,602,756
	4 野 菜 花 き 費	2,274,240	△ 218,090	2,056,150
	5 蚕 糸 特 産 費	1,588,640	△ 60,035	1,528,605
	6 ぐ ん だ ま 推 進 ン ド ブ ラ 費	314,335	△ 14,805	299,530
	7 農 村 整 備 費	8,438,752	△ 34,084	8,404,668

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 産業経済費		12,290,780	△ 1,236,129	11,054,651
	1 産業政策費	5,075,698	△ 614,201	4,461,497
	2 未来投資・デジタル産業費	1,292,010	△ 75,649	1,216,361
	3 地域企業支援費	3,929,753	△ 379,364	3,550,389
	4 観光リトリート推進費	975,365	△ 96,506	878,859
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	1,017,954	△ 70,409	947,545
11 県土整備費		92,861,124	△ 154,363	92,706,761
	1 土木管理費	4,380,698	△ 11,968	4,368,730
	2 道路管理費	19,478,917	△ 24,160	19,454,757
	3 道路整備費	34,551,220	△ 6,472	34,544,748
	4 河川費	12,522,040	△ 22,751	12,499,289
	5 砂防費	8,213,697	△ 9,441	8,204,256
	6 都市計画費	689,488	△ 1,382	688,106
	7 都市整備費	7,679,024	△ 51,356	7,627,668
	8 下水環境費	1,812,090	△ 23,082	1,789,008
	9 建築費	129,682	△ 5,264	124,418
	10 住宅政策費	3,404,268	1,513	3,405,781
12 警察費		48,939,216	△ 626,670	48,312,546
	1 警察管理費	43,758,407	△ 523,998	43,234,409
	2 警察活動費	5,180,809	△ 102,672	5,078,137
13 教育費		174,485,833	△ 2,850,827	171,635,006
	1 教育総務費	27,584,616	△ 2,107,205	25,477,411

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	55,353,793	△ 66,573	55,287,220
	3 中 学 校 費	33,317,529	△ 111,813	33,205,716
	4 高 等 学 校 費	30,634,958	△ 127,997	30,506,961
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,930,829	△ 126,571	15,804,258
	6 学 校 建 設 事 業 費	8,210,490	△ 136,553	8,073,937
	7 社 会 教 育 費	846,139	△ 26,827	819,312
	8 健 康 体 育 費	532,859	△ 115,396	417,463
	9 大 学 費	2,074,620	△ 31,892	2,042,728
14 災 害 復 旧 費		1,507,244	△ 868,560	638,684
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	74,599	△ 14,660	59,939
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,432,645	△ 853,900	578,745
15 公 債 費		94,836,654	△ 541,617	94,295,037
	1 公 債 費	94,836,654	△ 541,617	94,295,037
16 諸 支 出 金		131,154,100	△ 1,398,977	129,755,123
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	59,059,686	△ 1,025	59,058,661
	2 利 子 割 交 付 金	603,000	△ 71,862	531,138
	3 配 当 割 交 付 金	2,417,501	△ 133,585	2,283,916
	4 株 式 等 譲 渡 所 金 得 割 交 付 金	4,338,687	△ 818,035	3,520,652
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	6,372,471	△ 194,337	6,178,134
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	56,249,977	△ 44,515	56,205,462
	7 ゴ ル フ 場 利 金 用 税 交 付 金	726,344	△ 11,316	715,028
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,386,424	△ 124,292	1,262,132

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 利 子 割 精 算 金	10	△ 10	
歳 出 合 計		861,049,001	△ 15,775,145	845,273,856

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	4 デジタルトランスフォーメーション費	N E T S U G E N 運 営	217,180
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	2,508
		地域公共事業調整費	47,362
	3 文化振興費	文化づくり推進	3,000
		文化施設整備推進	449,960
		近代美術館運営	1,056
		自然史博物館運営	1,887
5 生活こども費	4 児童福祉費	障害児福祉推進	1,940
6 健康福祉費	1 健康福祉費	保健福祉事務所運営	5,445
	2 医務費	災害医療対策	4,000
	7 食品・生活衛生費	水道事業促進	5,000
	10 介護高齢費	地域医療介護総合確保対策	756,523
9 農政費	1 農政費	総務調整費	3,614
		農業環境保全	20,350
	3 米麦畜産費	浅間家畜育成牧場職員公舎整備	8,385
10 産業経済費	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	施設活用	5,791
11 県土整備費	9 建築費	建築営繕調整費	380
	10 住宅政策費	県営住宅維持管理	1,613
12 警察費	2 警察活動費	交通安全施設整備	20,966
13 教育費	4 高等学校費	高等学校運営	1,344
	6 学校建設事業費	特別支援学校施設整備	2,338,127

2 変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
1 議会費	1 議会費	議会事務局運営	90,200	137,720
3 総務費	4 財産管理費	財産活用	1,245,901	1,257,316
4 地域創生費	5 スポーツ振興費	スポーツ施設管理・整備	218,020	242,897
	6 湯けむり国スポ・全 スポぐんま準備費	第83回国民スポーツ大会・第 28回全国障害者スポーツ大会	218,049	224,902
7 環境森林費	5 林政費	補助公共造林	72,551	91,518
		森林病虫害等防除対策	5,000	8,000
9 農政費	3 米麦畜産費	中小家畜研究	6,800	7,437
	5 蚕糸特産費	養蚕基盤研究	53,754	59,833
11 県土整備費	10 住宅政策費	社会資本総合整備	869,642	900,211
12 警察費	1 警察管理費	警察施設整備	112,448	791,465
13 教育費	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	247,700	2,783,781
14 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地災害復旧	49,080	37,001
	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	529,318	504,587

第3表 県債補正

1 追加

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
N E T S U G E N 運 営 費	102,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

2 変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
公 共 交 通 整 備 費	80,000	
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	739,000	267,000
財 産 活 用 費	1,888,000	1,738,000
施 設 維 持 管 理 費	30,000	49,000
会 計 事 務 管 理 運 営 費	13,000	11,000
消 防 学 校 運 営 費	13,000	10,000
文 化 施 設 整 備 推 進 費	761,000	669,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	164,000	156,000
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備 費	127,000	83,000
第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会費	101,000	6,000
児 童 養 護 施 設 等 対 策 費	37,000	
児 童 相 談 費	74,000	72,000
中 央 児 童 相 談 所 運 営 費	118,000	
中 央 児 童 相 談 所 一 時 保 護 費	30,000	1,000
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	59,000	57,000
し ろ が ね 学 園 運 営 費	5,000	4,000
東 部 児 童 相 談 所 一 時 保 護 費	1,000	
医 務 行 政 推 進 費	11,000	1,000
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 費	7,000	
食 品 安 全 検 査 総 合 推 進 費	48,000	

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
自 然 公 園 等 整 備 費	293,000	263,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	173,000	174,000
補 助 公 共 治 山 費	1,090,000	1,084,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	488,000	484,000
単 独 公 共 治 山 費	1,597,000	1,607,000
農 業 事 務 所 運 営 費	90,000	74,000
浅 間 牧 場 草 地 ・ 施 設 整 備 費	108,000	90,000
浅 間 家 畜 育 成 牧 場 研 修 施 設 整 備 費	459,000	358,000
浅 間 家 畜 育 成 牧 場 職 員 公 舎 整 備 費	45,000	43,000
フ ラ ワ ー パ ー ク 運 営 ・ 改 修 費	75,000	7,000
農 業 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	154,000	171,000
養 蚕 基 盤 研 究 費	20,000	22,000
小 規 模 農 村 整 備 費	173,000	58,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	385,000	412,000
農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備 費	414,000	415,000
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	133,000	121,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	200,000	141,000
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 費	16,000	11,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	1,085,000	715,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	585,000	53,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	265,000	264,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	359,000	356,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	3,417,000	3,416,000
単 独 道 路 改 築 費	779,000	56,000
単 独 橋 り よ う 予 防 保 全 費	178,000	50,000
道 路 改 築 費	5,965,000	5,964,000
単 独 河 川 改 修 費	728,000	715,000
河 川 維 持 補 修 費	1,969,000	1,796,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	2,716,000	2,715,000
大 規 模 特 定 河 川 費	502,000	501,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	236,000	233,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
単 独 砂 防 施 設 費	112,000	88,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	685,000	419,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	1,695,000	1,694,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	199,000	174,000
航 空 整 備 費	6,000	
単 独 街 路 費	75,000	40,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (新 水 泳 場)	1,524,000	1,502,000
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	30,000	
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	895,000	894,000
警 察 装 備 費	144,000	135,000
警 察 施 設 整 備 費	1,541,000	324,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	4,023,000	4,054,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	2,121,000	2,244,000
施 設 整 備 費	119,000	118,000
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	931,000	507,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	174,000	20,000

専 決 理 由

議会運営ほか604事業については、事業費の確定・国庫補助金及び県債の決定等により年度内に予算措置を必要とし、また、NETSUGEN運営ほか33事業については、工事遅延等により、予算の一部を翌年度に繰り越して使用する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

2 令和7年度群馬県農業改良資金特別会計 補正予算（第1号）

令和7年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		174	△ 154	20
	1 一般会計繰入金	174	△ 154	20
2 繰越金		9,523	△ 45	9,478
	1 繰越金	9,523	△ 45	9,478
3 諸収入		5,303	110	5,413
	1 預金利子	20	36	56
	3 雑入	40	74	114
歳入合計		15,000	△ 89	14,911

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農政費		5,243	△ 89	5,154
	1 農業金融費	5,243	△ 89	5,154
歳出合計		15,000	△ 89	14,911

専 決 理 由

群馬県農業改良資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

3 令和7年度群馬県県有模範林施設費特別会計 補正予算（第2号）

令和7年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,324千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		198	△ 198	
	1 国庫負担金	198	△ 198	
3 財産収入		11,330	△ 3,733	7,597
	2 財産売却収入	10,100	△ 3,733	6,367
4 寄附金		1,650	△ 556	1,094
	1 寄附金	1,650	△ 556	1,094
6 繰越金		19,857	△ 1,837	18,020
	1 繰越金	19,857	△ 1,837	18,020
歳入合計		76,840	△ 6,324	70,516

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 環境森林費		52,742	△ 6,324	46,418
	1 林政費	52,742	△ 6,324	46,418
歳出合計		76,840	△ 6,324	70,516

専 決 理 由

群馬県県有模範林施設費特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

4 令和7年度群馬県中小企業高度化資金特別会計 補正予算（第2号）

令和7年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ993千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		5,736	△ 1,720	4,016
	1 繰越金	5,736	△ 1,720	4,016
2 諸収入		76,456	727	77,183
	1 貸付金元利収入	75,878	3	75,881
	2 雑収入	578	656	1,234
	3 預金利子		68	68
歳入合計		82,192	△ 993	81,199

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経費		17,669	△ 814	16,855
	2 中小企業高度化資金助成費	17,669	△ 814	16,855
2 公債費		63,523	△ 179	63,344
	1 公債費	63,523	△ 179	63,344
歳出合計		82,192	△ 993	81,199

専 決 理 由

群馬県中小企業高度化資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

5 令和7年度群馬県収入証紙特別会計 補正予算（第1号）

令和7年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,979,325千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		6,166,000	△ 505,486	5,660,514
	1 証紙収入	6,166,000	△ 505,486	5,660,514
2 繰越金		342,989	△ 25,133	317,856
	1 繰越金	342,989	△ 25,133	317,856
3 諸収入		3	952	955
	1 預金利息	3	952	955
歳入合計		6,508,992	△ 529,667	5,979,325

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,508,992	△ 529,667	5,979,325
	1 証紙管理費	6,508,992	△ 529,667	5,979,325
歳出合計		6,508,992	△ 529,667	5,979,325

専 決 理 由

群馬県収入証紙特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

6 令和7年度群馬県林業改善資金特別会計 補正予算（第1号）

令和7年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,562千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1	△ 1	
	1 手数料	1	△ 1	
3 繰越金		137,791	△ 104,735	33,056
	1 繰越金	137,791	△ 104,735	33,056
4 諸収入		287,980	△ 826	287,154
	2 貸付金元利収入	197,880	△ 826	197,054
歳入合計		426,392	△ 105,562	320,830

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 環境森林費		426,292	△ 105,562	320,730
	1 林業振興費	426,292	△ 105,562	320,730
歳出合計		426,392	△ 105,562	320,830

専 決 理 由

群馬県林業改善資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

7 令和7年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第2号）

令和7年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,687,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,100,000	122,390	1,222,390
	1 財産運用収入	1,100,000	122,390	1,222,390
2 繰入金		44,468,101	△ 17,291	44,450,810
	1 一般会計繰入金	27,368,099	△ 139,681	27,228,418
	2 減債基金繰入金	17,100,002	122,390	17,222,392
3 諸収入		1	17,040	17,041
	1 預金利子	1	17,040	17,041
歳入合計		85,565,102	122,139	85,687,241

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		85,565,102	122,139	85,687,241
	1 公債費	85,565,102	122,139	85,687,241
歳出合計		85,565,102	122,139	85,687,241

専 決 理 由

群馬県公債管理特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

8 令和7年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第3号）

令和7年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,120,516千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,101,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,928,144	△ 241,906	1,686,238
	1 一般会計繰入金	1,928,144	△ 241,906	1,686,238
2 諸収入		119,293,613	△ 3,878,610	115,415,003
	1 貸付金元利収入	119,243,707	△ 3,878,772	115,364,935
	2 雑収入	49,906	152	50,058
	3 預金利子		10	10
歳入合計		121,221,757	△ 4,120,516	117,101,241

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経済費		121,221,757	△ 4,120,516	117,101,241
	1 金融対策費	121,171,851	△ 4,120,678	117,051,173
	2 繰出金	49,906	162	50,068
歳出合計		121,221,757	△ 4,120,516	117,101,241

専 決 理 由

群馬県中小企業振興資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

9 令和7年度群馬県新エネルギー特別会計 補正予算（第2号）

令和7年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,666千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		5,589	△ 4,534	1,055
	1 財産売却収入	5,589	△ 4,534	1,055
3 繰越金		16,132	△ 16,132	
	1 繰越金	16,132	△ 16,132	
歳入合計		21,721	△ 20,666	1,055

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 知事戦略費		21,721	△ 20,666	1,055
	1 グリーンイノベーション費	21,721	△ 20,666	1,055
歳出合計		21,721	△ 20,666	1,055

専 決 理 由

群馬県新エネルギー特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

10 令和7年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和7年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,604,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,536,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		109,497,963	△ 91,071	109,406,892
	1 負担金	109,497,963	△ 91,071	109,406,892
2 国庫支出金		45,308,077	△ 1,772,246	43,535,831
	1 国庫負担金	31,679,709	△ 2,107,137	29,572,572
	2 国庫補助金	13,628,368	334,891	13,963,259
4 繰入金		11,031,924	258,390	11,290,314
	1 一般会計繰入金	10,425,460	258,390	10,683,850
6 諸収入		653,576	27	653,603
	2 雑収入	653,556	27	653,583
歳入合計		169,141,767	△ 1,604,900	167,536,867

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		169,131,767	△ 1,604,900	167,526,867
	1 国民健康保険運営費	169,120,183	△ 1,604,914	167,515,269
	2 繰出金	11,584	14	11,598
歳出合計		169,141,767	△ 1,604,900	167,536,867

専 決 理 由

群馬県国民健康保険特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

11 令和7年度群馬県流域下水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	2,845,436 千円	△17,133 千円	2,828,303 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	57,581 千円	△1,930 千円	55,651 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	10,656,728千円	△269千円	10,656,459千円
第2項 営業外収益	5,788,009千円	△269千円	5,787,740千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,588,639千円	△53千円	10,588,586千円
第1項 営業費用	10,374,528千円	△53千円	10,374,475千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金246,120千円」を「過年度分損益勘定留保資金246,677千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,182千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,625千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業 資本的収入	3,200,017千円	△19,063千円	3,180,954千円
第1項 企業債	1,076,000千円	△8,000千円	1,068,000千円
第2項 国庫補助金	1,427,648千円	△7,122千円	1,420,526千円
第4項 工事費負担金	673,606千円	△3,941千円	669,665千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業 資本的支出	4,162,390千円	△19,063千円	4,143,327千円
第1項 建設改良費	2,903,017千円	△19,063千円	2,883,954千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
流域下水道事業	1,076,000	1,068,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	405,567千円	△1,150千円	404,417千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,509,810千円」を「1,509,778千円」に改める。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県流域下水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

12 令和7年度群馬県電気事業会計 補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県電気事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	10,757,494 千円	△14,252 千円	10,743,242 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	4,024 千円	△3,300 千円	724 千円

ハ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	83,467 千円	△256 千円	83,211 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	1,943,487 千円	△46,818 千円	1,896,669 千円

ヘ 桐生川発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	374,000 千円	△96,800 千円	277,200 千円

ト 天狗岩発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	22,000 千円	△22,000 千円	

チ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	3,506,110 千円	△264,729 千円	3,241,381 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	11,519,861千円	△30,398千円	11,489,463千円
第1項 営業収益	11,423,352千円	△30,398千円	11,392,954千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	9,254,600千円	△428,275千円	8,826,325千円
第1項 営業費用	8,832,602千円	△526,231千円	8,306,371千円
第3項 営業外費用	276,868千円	97,956千円	374,824千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,857,076千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,256,367千円」に、「別途積立金1,266,256千円」を「別途積立金1,264,976千円」に、「過年度分損益勘定留保資金6,285,065千円」を「過年度分損益勘定留保資金5,685,636千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	10,237,187千円	△600,709千円	9,636,478千円
第1項 建設改良費	7,271,293千円	△473,429千円	6,797,864千円
第3項 出資金及び貸付金	1,556,000千円	△126,000千円	1,430,000千円

第4項 利益剰余金繰出金 1,266,256千円 △1,280千円 1,264,976千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県電気事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

13 令和7年度群馬県工業用水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	491,665 千円	△47,285 千円	444,380 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,174,389千円	△2,293千円	2,172,096千円
第2項 営業外収益	335,986千円	△3,037千円	332,949千円
第3項 特別利益		744千円	744千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,134,467千円	△95,726千円	2,038,741千円
第1項 営業費用	1,943,060千円	△47,817千円	1,895,243千円
第2項 営業外費用	171,407千円	△47,909千円	123,498千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額566,871千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

688,543千円」に、「当年度分損益勘定留保資金94,574千円」を「当年度分損益勘定留保資金216,246千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	工業用水道事業資本的収入	590,429千円	△168,957千円	421,472千円
第1項	補助金	14,300千円	△6,526千円	7,774千円
第2項	他会計からの長期借入金	404,000千円	△42,000千円	362,000千円
第3項	工事費負担金	171,310千円	△119,687千円	51,623千円
第4項	固定資産売却代金	819千円	△744千円	75千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業資本的支出	1,157,300千円	△47,285千円	1,110,015千円
第1項	建設改良費	491,665千円	△47,285千円	444,380千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本一太

専 決 理 由

群馬県工業用水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

14 令和7年度群馬県水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 7 年 度	569,504 千円	△22,614 千円	546,890 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	4,949,818千円	△5,538千円	4,944,280千円
第2項 営業外収益	259,463千円	△5,538千円	253,925千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,453,694千円	△64,872千円	4,388,822千円
第1項 営業費用	4,124,566千円	△163,232千円	3,961,334千円
第2項 営業外費用	229,128千円	98,360千円	327,488千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,601千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,364,778千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,649,767千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,625,944千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業 資本的収入	42,034千円	△13,954千円	28,080千円
第2項	工事費負担金	42,034千円	△13,954千円	28,080千円
		支	出	
第1款	水道事業 資本的支出	2,430,635千円	△37,777千円	2,392,858千円
第1項	建設改良費	1,573,037千円	△37,777千円	1,535,260千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

**15 令和7年度群馬県団地造成事業会計
補正予算（第4号）**

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	232,137㎡	6,312,176 千円	△61,006㎡	△1,908,300 千円	171,131㎡	4,403,876 千円
長野原向原地 団	10,354㎡		△10,354㎡			
高崎玉村スマート I C 北地区 工業団地	66,145㎡		△50,652㎡		15,493㎡	
ロ 住宅団地等分譲	54,346㎡	1,317,872 千円	△47,538㎡	△1,161,268 千円	6,808㎡	156,604 千円
三原田 住宅団地	289㎡		△289㎡			
城の岡 住宅団地	577㎡		△577㎡			
ふれあいタウン ちよだ （住宅用地）	2,674㎡		△1,599㎡		1,075㎡	
板倉ニュータウン （住宅用地）	5,178㎡		△4,453㎡		725㎡	
（商業用地）	773㎡		△773㎡			
（業務用地）	43,532㎡		△39,847㎡		3,685㎡	

(2) 主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	5,023,527 千円	144.9ha	△183,012 千円	0.2ha	4,840,515 千円	145.1ha
館林北部第四 工業団地	1,366,120 千円	19.3ha	△5,944 千円		1,360,176 千円	19.3ha
伊勢崎南部国領 産業団地	516,343 千円	18.6ha	△18,508 千円		497,835 千円	18.6ha
沼田横塚 産業団地	846,864 千円	18.9ha		0.2ha	846,864 千円	19.1ha
館林大島 工業団地	37,000 千円	56.2ha	△28,590 千円		8,410 千円	56.2ha
桐生武井東 工業団地	476,000 千円	7.9ha	△10,000 千円		466,000 千円	7.9ha
みどり西鹿田 産業団地	503,000 千円	7.6ha	△9,970 千円		493,030 千円	7.6ha
安中横野平第二 工業団地	1,278,200 千円	16.4ha	△110,000 千円		1,168,200 千円	16.4ha
ロ 住宅団地等造成	62,439 千円		△27,754 千円		34,685 千円	
板倉ニュータウン (住宅用地)	62,439 千円		△27,754 千円		34,685 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 団地造成事業収益	7,692,776千円	△3,069,568千円	4,623,208千円
第1項 営業収益	7,681,334千円	△3,069,568千円	4,611,766千円
	支 出		
第1款 団地造成事業費用	7,211,691千円	△3,042,677千円	4,169,014千円
第1項 営業費用	7,041,952千円	△3,036,728千円	4,005,224千円
第2項 営業外費用	8,153千円	6,200千円	14,353千円
第3項 特別損失	126,586千円	△12,149千円	114,437千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,686,981千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

5,447,688千円」に、「過年度分損益勘定留保資金5,135,278千円」を「過年度分損益勘定留保資金4,895,985千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業 資本的支出	5,687,067千円	△239,293千円	5,447,774千円
第1項 土地造成費	5,467,097千円	△220,593千円	5,246,504千円
第2項 開発調査費	87,100千円	△18,700千円	68,400千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

変 更

種 類	名 称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2処分する資産	土地 板倉ニュータウン (業務用地)	43,532m ²	△39,847m ²	3,685m ²	売払い

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県団地造成事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

16 令和7年度群馬県施設管理事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第2款 賃貸ビル事業収益	199,455千円	△2,325千円	197,130千円
第1項 営業収益	197,279千円	△2,325千円	194,954千円
	支	出	
第1款 格納庫事業費用	12,163千円	△565千円	11,598千円
第1項 営業費用	12,163千円	△565千円	11,598千円
第2款 賃貸ビル事業費用	224,507千円	△11,342千円	213,165千円
第1項 営業費用	223,426千円	△11,342千円	212,084千円
第3款 ゴルフ場事業費用	558,434千円	5,135千円	563,569千円
第1項 営業費用	539,775千円	△22,353千円	517,422千円
第2項 営業外費用	8,659千円	27,488千円	36,147千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,145千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額223,028千円」に、「過年度分損益勘定留保資金129,985千円」を「過年度分損益勘定留保資金57,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 賃貸ビル事業 資本的収入	90,000千円	△90,000千円	
第1項 他会計からの 長期借入金	90,000千円	△90,000千円	
第2款 ゴルフ場事業 資本的収入	274,000千円	22,000千円	296,000千円
第1項 他会計からの 長期借入金	274,000千円	22,000千円	296,000千円
	支	出	
第1款 格納庫事業 資本的支出	11,800千円	△2,145千円	9,655千円
第1項 建設改良費	8,800千円	△2,145千円	6,655千円
第2款 賃貸ビル事業 資本的支出	108,090千円	△90,090千円	18,000千円
第1項 建設改良費	90,490千円	△90,090千円	400千円
第3款 ゴルフ場事業 資本的支出	539,255千円	△47,882千円	491,373千円
第1項 建設改良費	274,056千円	△47,882千円	226,174千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県施設管理事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

十七 群馬県県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県県税条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「、県たばこ税の申告書又は自動車税環境性能割の申告書」を「又は県たばこ税の申告書」に改め、同項第二号中「、県たばこ税の修正申告書又は自動車税環境性能割の修正申告書」を「又は県たばこ税の修正申告書」に改め、同条第二項中「第四百七十七条の十六第二項又は」を削る。

第二十五条の二第五項第一号中「種別割について」を削り、同条第六項中「の種別割」を削る。

第三十七条の三第二項第五号中「第三十七条の二第五項」を「第三十七条の二第四項」に改め、同条第三項第一号中「掲げる金額(以下この項)を「掲げる金額」と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）」との合計額(次号及び第三号)」に改める。

第四十九条の十二中「得た額」の下に「に、法第七十一条の二十五第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額」を加え、「按分」を「按分」に改める。

第七十二条の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第四百七十七条第一項中「(自動車に付加して一体となつて物として施行令第四十四条に定めるものを含む。）」を削り、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて」を「その所有者に」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百七十七条の二第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この章において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百七十七条の三（見出しを含む。）及び第四百七十七条の四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四百七十七条の六から第四百七十七条の二十三までを削る。

第四百八十八条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四百九十九条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第五項中「する自動車」の下に「で内燃機関を有しないもの」を加える。

第五百十条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次条第一項及び第五百十三条第一項において「新規登録」という。）」に、「第一百七十七条の十第一項」を「第五百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五百十条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「よつて種別割」を「よつて自動車税」に、「自動車税証紙」を「群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号。以下「証紙条例」という。）に定める自動車税証紙（以下「自動車税証紙」という。）」に、「収納計器」を「証紙代金収納計器（自動車税証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した知事の指定を受けた計器をいう。以下「収納計器」という。）」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改め、同条第二項中「証紙条例施行規則」を「群馬県収入証紙条例施行規則（昭和四十一年群馬県規則第十三号。以下「証紙条例施行規則」という。）

第二百二十六条第二項において同じ。）」に改め、同条第三項中「種別割を」を「自動車税を」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改める。

第二百五十条の三を次のように改める。

（収納計器取扱者の指定等）

第二百五十条の三 収納計器による収納印の表示は、知事の指定を受けた者が行うものとする。

2 前条第一項及び前項の指定をしたときは、告示しなければならない。当該指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

3 収納計器により表示する収納印の印影の形式は、規則で定める。

4 前三項に定めるもののほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

5 証紙条例第四条の規定は、第一項の知事の指定を受けた者について準用する。第二百五十条の四を削る。

第五十一条（見出しを含む。）及び第五十二条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第十三条第一項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）」に、「第七十七条の十三第一項」を「第六十条第一項」に改め、同項第五号中「第四十六条第三項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十四条の見出し及び同条第一項並びに第六十一条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十一条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に、「係る種別割」を「係る自動車税」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第六十二条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別

割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「身体障害者等が」を「身体障害者等（身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神上に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）をいう。以下同じ。）が」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「身体障害者手帳等及び運転免許証等」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所等において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第三項の規定により交付された自立支援医療受給者証（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）並びに身体障害者等、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限り。）を常時介護する者に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（第四号において「運転免許証等」という。）に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号中「種別割（」を「自動車税（」に、同号イ中「当該種別割額」を「当該自動車税額」に改め、同号ロ中「第七十七條の十第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同項第二号中「第七十七條の十第一項」を「第五十七條第一項」に、「課する種別割」を「課する自動車税」に改め、同号イ中「当該種別割額」を「当該自動車税額」に改め、同号ロ中「第七十七條の十第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十三條（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十五條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種

別割」を「自動車税」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第七条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条の四の二に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けるときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額)」を加え、同項第一号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「(平成七年法律第十一号)」を加え、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第七十五号)」を加え、同条第二項中「附則第七条の四の二第一項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同条を附則第七条の四とする。

附則第七条の四の三第一項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)」に、「前二条」を「前条」に改め、同項の表附則第七条の四第一項の項から附則第七条の四第一項第三号の項までを削り、同表前条第一項の項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「(平成二十三年法律第二十九号)」を加え、同条第二項中「前二条」を「前条」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは

第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条を附則第七条の四の二とする。

附則第七条の八第一項及び第二項第一号中「附則第七条の四の二第二項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第七条の九第一項及び第二項第一号中「附則第七条の四の二第二項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第八条第二項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第九条第三項第一号中「、附則第七条の四の二第二項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十条第三項第二号中「、附則第七条の四の二第二項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第三項第二号中「、附則第七条の四の二第二項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。
附則第十四条第四項第三号、附則第十四条の二第三項第二号及び附則第十四条の四第二項第二号中「、附則第七条の四の二第二項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十五条第一項中「行う法人」の下に「（これらの法人が租税特別措置法第

四十二条の十二の五第四項第四号に規定する特定法人に該当する場合に限る。」を加え、「租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第一号」を「同法第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「第四十二条の十二の五第四項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「百分の三」を「百分の四」に、「若しくは」を「又は」に改め、「同条第一項に規定する」及び「又は当該事業年度終了の時ににおいて当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を削り、「同条第五項第三号」を「同項第三号」に、「第四十二条の十二の五第五項第六号」を「第四十二条の十二の五第四項第七号」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二の五第三項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同条第三項中「附則第九条第十七項」を「附則第九条第十六項」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二の二第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項」に、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第二十二条の十第一項」を「附則第二十三条の五」に、「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に、「附則第三十一条第四項」を「附則第三十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十一条第五項」を「附則第三十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「いた農用地」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）」を加え、「附則第三十一条第六項」を「附則第三

十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十二條の五第五項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「(昭和五十四年法律第四十九号)」を加える。
附則第二十二條の五の二第三項中「附則第四條の八の二第一項」を「附則第四條の九第一項」に改め、同條第五項中「附則第四條の八の二第四項」を「附則第四條の九第四項」に改める。

附則第二十二條の六から第二十二條の十までを削る。

附則第二十三條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同條第一項中「第三項第一号及び次條第三項」を「第三項第一号並びに次條第三項及び第七項」に、「第九條の二第一項」を「附則第五條第一項」に、「附則第五條第一項」を「附則第五條第二項」に、「附則第五條第二項」を「附則第五條第三項」に、「同條第一項」を「同條第二項」に、「第九條の二第五項」を「附則第五條第四項」に、「第九條の二第六項」を「附則第五條第五項」に、「第三項第三号」を「第一号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。
第四項第一号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五條第六項に規定するものをいう。次号、第三項第三号及び第四項第一号において同じ。)に該当するものを除く。同項第二号において同じ。)で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車兩法第七條第一項に規定する新規登録(以下この條、次條及び附則第二十三條の三第一項第二号において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

附則第二十三條第一項第二号中「第四百七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という)を「軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第四項第三号において同じ)」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同條第三項中「令和

四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百七十七条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号）を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に規定する排出ガス保安基準（以下この号及び次項各号）」に、「第九条の二第三項」を「附則第五条の二第二項」に、「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第三号中「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項中「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第四百九十九条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号」を「第四百四十九条第一項」に、「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項」を「令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年

度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第七項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十三項に規定するもの

附則第二十三条第四項の表を削る。

附則第二十三条の二第二項中「第四百七十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「第四百七十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「種別割」を

「自動車税」に改め、同条第七項中「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車」に改める。

附則第二十三条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第四百七十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十三条の四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第二十三条の五を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第二十三条の五 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車又は法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車が、次に掲げる自動車で施行令附則第三十条第一項で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四百四十七条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持

出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

附則第三十四条中「附則第七条の四の二第三項及び附則第七条の四の三第三項」を「附則第七条の四第三項及び附則第七条の四の二第三項」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する群馬県条例（昭和二十七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の種別割」を削る。

第一条の二の見出し及び同条中「の種別割」を削り、同条第一号中「（自動車に付加して一体となつてゐる物として地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十四条で定めるものを含む。）」を削る。

第二条の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「第七百七十条の十第一項」を「第五百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第四百七十七条の十二第一項」を「第五百十条の二第一項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

（群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第三条 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年群馬県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「当該特別償却設備」の下に「（法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの用に供する減価償却資産を除く。次号において同じ。）」を加え、同条第三項中「償却資産（」の下に「省令第二条第三号に規定する償却資産をいい、」を加える。

（群馬県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 群馬県県税条例の一部を改正する条例（令和元年群馬県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項及び第四項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の群馬県県税条例

（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税

については、なお従前の例による。

2 新条例第四十九条の十二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の十第二項の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同項の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第十五条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十条の二の二第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋（）」とする。

3 新条例附則第二十条の二の二第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地（）」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条 施行日前に群馬県県税条例第四百十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭酸化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭酸化水素油の販売、同条第五項の炭酸化水素油の消費若しくは同条例第四百二十二条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百十一条第六項の規定に該当するに至つ

た場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の群馬県税条例(以下「旧条例」という。)第四百七十七条の十六第一項、第四百七十七条の十七第一項又は附則第二十二条の十第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第四百七十七条の十六第五項、第四百七十七条の十七第二項若しくは附則第二十二条の十第二項の規定による還付又は旧条例第四百七十七条の十六第六項(旧条例第四百七十七条の十七第四項において準用する場合を含む。)若しくは附則第二十二条の十第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第二十三条の五第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

6 新条例附則第二十三条の五第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「二十八旧法」という。)附則第五十条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。)は総務大臣が地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十四条第一項の規定により指定して公示した新条例附則第二十三条の五第一項に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「自動車持出困難区域」という。)と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一

部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に総務大臣が二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日）は新条例附則第二十三条の五第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。

（軽自動車税に関する経過措置）

第七条 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

右のとおり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

18 地方財政法第27条の規定による 市の負担の変更について

令和8年第1回定例県議会で議決された令和7年度社会資本総合整備（街路）事業及び無電柱化推進事業に係る地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定による市の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市名	事業費		負担額	
		議決された額	変更しようとする額	議決された額	変更しようとする額
社会資本総合整備（街路）	前橋市	円 402,768,000	円 442,768,000	円 72,498,000	円 79,698,000
	高崎市	550,000,000	650,000,000	99,000,000	117,000,000
	桐生市	200,000,000	303,000,000	36,000,000	54,540,000
無電柱化推進	館林市	100,000,000	123,000,000	18,000,000	22,140,000
	渋川市	100,000,000	300,000,000	18,000,000	54,000,000
	安中市	157,000,000	187,000,000	28,260,000	33,660,000

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一太

19 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担について

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和7年度下水道建設事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	事 業 費	負担市町村名	負 担 額
大規模下水道管路特別 重点調査等 事業費補助 (県 央 処 理 区)	円 572,000	前 橋 市	円 41,313
		高 崎 市	61,101
		渋 川 市	9,567
		藤 岡 市	6,564
		富 岡 市	3,647
		安 中 市	3,990
		榛 東 村	1,502
		吉 岡 町	5,420
		甘 楽 町	3,003
		玉 村 町	6,893

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日提出

群馬県知事 山 本 一 太

20 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担の変更について

令和7年第1回定例県議会で議決された令和7年度下水道事業に係る下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定による市町村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (奥根処理区)	円 305,974,000	円 122,966,000	沼田市	円 33,266,000	円 10,216,116
			みなかみ町	37,944,000	16,676,806
社会資本 総合整備 (県央処理区)	1,928,281,000	1,577,574,000	前橋市	131,257,000	104,810,411
			高崎市	179,682,000	145,110,909
			渋川市	32,164,000	25,482,800
			藤岡市	18,303,000	14,903,362
			富岡市	12,807,000	10,088,981
			安中市	13,217,000	10,493,174
			榛東村	5,055,000	4,004,138
			吉岡町	16,448,000	13,220,683
			甘楽町	10,136,000	8,026,907
			玉村町	23,506,000	18,588,508
社会資本 総合整備 (桐生処理区)	450,008,000	175,071,000	桐生市	80,120,000	31,144,815
			みどり市	24,530,000	9,535,455
社会資本 総合整備 (西邑楽処理区)	324,671,000	146,719,000	太田市	28,103,000	10,840,636
			千代田町	3,018,000	1,164,185
			大泉町	32,069,000	12,370,478
			邑楽町	6,510,000	2,511,199

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (新田処理区)	円 83,142,000	円 74,973,000	太田市	円 20,000,000	円 17,921,000
社会資本 総合整備 (佐波処理区)	736,850,000	730,428,000	伊勢崎市	177,122,000	174,504,678
			太田市	128,000	91,822
単独流域 下水道建設 (奥利根処理区)	10,000,000	12,281,000	沼田市	2,607,000	2,991,874
			みなかみ町	2,393,000	3,148,126
単独流域 下水道建設 (県央処理区)	33,700,000	16,743,000	前橋市	5,022,000	2,521,859
			高崎市	6,769,000	3,284,942
			渋川市	1,243,000	638,413
			藤岡市	683,000	322,135
			富岡市	499,000	260,219
			安中市	510,000	260,219
			榛東村	195,000	100,406
			吉岡町	625,000	307,075
			甘楽町	393,000	201,648
			玉村町	911,000	470,234
単独流域 下水道建設 (桐生処理区)	8,850,000	7,227,000	桐生市	3,388,000	2,766,419
			みどり市	1,037,000	846,981
単独流域 下水道建設 (西邑楽処理区)	13,350,000	11,398,000	太田市	2,692,000	2,297,797
			千代田町	289,000	246,762
			大泉町	3,071,000	2,622,063
			邑楽町	623,000	532,278
単独流域 下水道建設 (新田処理区)	6,000,000	4,001,000	太田市	3,000,000	2,000,000
単独流域 下水道建設 (佐波処理区)	28,000,000	4,001,000	伊勢崎市	13,969,000	1,969,000
			太田市	31,000	31,000

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

報第2号

報 告 書

- 1 請負契約の変更について
- 2 請負契約の変更について
- 3 請負契約の変更について
- 4 請負契約の変更について
- 5 請負契約の変更について
- 6 訴えの提起について
- 7 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年5月21日提出

群馬県知事 山本 一 太

1 請負契約の変更について

令和6年第3回前期定例県議会で議決され、令和7年第2回定例県議会で内容の一部の変更が議決された令和06年度県立赤城公園活性化整備赤城L S新築建築工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,285,867,000円	1,309,231,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月16日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 請負契約の変更について

令和7年第1回定例県議会で議決され、令和7年3月14日内容の一部を変更する専決処分をした道路改築上信新巻橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	484,737,000円	484,308,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月1日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

3 請負契約の変更について

令和8年第1回定例県議会で議決された道路改築泉沢大橋上部工製作架設工事（分割2号）に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,375,891,000円	1,400,245,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月6日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

4 請負契約の変更について

令和8年第1回定例県議会で議決された道路改築上信千沢橋上部工製作架設工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	658,768,000円	671,253,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月6日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

5 請負契約の変更について

令和8年第1回定例県議会で議決された道路改築上信小泉橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更するものとする。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	585,200,000円	604,538,000円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

6 訴えの提起について

1 事件名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相手方

提起日	住宅名	住所	氏名
令和8年4月8日			
令和8年4月9日			
令和8年4月14日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

7 和解について

県立高等学校の教職員による体罰等に係る国家賠償請求事件について、次のとおり和解したものである。

1 和解の相手方（以下「原告」という。）

県立高等学校の元生徒

2 和解の内容

- (1) 県は、原告に対し、本件解決金として500,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 県は、原告に対し、前項の金員を、令和8年5月15日までに、振り込んで支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び県は、原告と県の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 事件の内容

県立高等学校の教職員が、原告に対して行った指導中の体罰等により、懲戒処分を受けた。本件体罰等により精神的苦痛を被ったとして、原告が県に対して損害賠償を求めたものである。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分を行った。

令和8年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。